

公 告 第 2 3 1 号
令和 6 年 1 月 17 日

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名 (品 名)	規 格	単 位	数 量	備 考
OAフロアの設置及び撤去	仕様書のとおり	式	1	

(2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地

(3) 履行期限 令和 7 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和 7 年 1 月 15 日(水) 11 時 00 分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 %に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第 77 条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第 100 条の 3 第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約の方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和7年1月10日(金)必着とする。
- (4) 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話 (053) 472-1111 内線 7042 FAX (053) 472-7735 担当 神田

航空自衛隊仕様書					
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書			
	性質による分類	個別仕様書			
物品番号	3404-7220-NL1043-06-001	仕様書番号			
品名 又は 件名	OAフロアの設置及び撤去				
	浜基LPS-Y672063				
	承認	令和6年12月3日			
	作成	令和6年12月3日			
	改正	令和年月日			
		令和年月日			
	作成部隊等名	第1航空団基地業務群管理隊			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊浜松基地において使用するOAフロア（以下、製品という。）の設置及び撤去（以下、役務という。）について規定する。

1.2 履行場所

履行場所は、付図1及び付図2による。

1.3 履行期限

令和7年3月31日

2 製品に関する要求

2.1 一般事項

製品の仕様は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2.2 品名、カタログ製品名及び内訳

この仕様書で調達する製品の品名、構成品名、カタログ製品名、内訳は表1による。

品名又は件名		OAフロアの設置及び撤去	
表1 品名、構成品名、カタログ製品名及び内訳			
品名	構成品名	カタログ製品名	内訳
OA フロ ア	床マット	共同カイテック ネットワークフロア29又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	48m ²
	端仕上げ部材 (ボーダー部)	共同カイテック ネットワークフロア29又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	34m
	カバー（フロア ダクト部からの 入線用カバー）	共同カイテック JC2072又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	5個
	スロープ	共同カイテック MS27001又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	2本
	上り框（スロー プ部の化粧材）	共同カイテック AK27501又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	1本
	インフロアコン セント	共同カイテック RL2423又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	15個
	OAタップ	共同カイテック TS3230P又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	30本

2.3 製品の品質保証

製品は、「JAF規格に適合し、床高さ30mm以内、かつ、耐荷重3000N以上」に該当するものであり、「(一社) 公共建築協会 品質性能評価品」であるものとする。ボーダー部、カバー、スロープ、上り框、インフロントコンセント及びOAタップは、選定されたOAフロアに適合するものとし、インフロントコンセント及びOAタップは、15A以上のものを使用する。

3 役務に関する要求

- 3.1 既設のOAフロア、フロアマットの撤去及び製品の設置作業を含み、作業に必要な資器材は契約の相手方が準備する。
- 3.2 契約の相手方は、役務を実施する前に、現場を確認し監督官と細部調整を実施する。
- 3.3 契約の相手方は、必要な箇所を養生し、施設及び物品の保護を確實に実施する。
- 3.4 契約の相手方は、施設及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告し契約の相手方の責において、修復及び原状回復に必要な処置を行う。
- 3.5 既設のOAフロア、フロアマット、諸資材は、撤去後、付図3に示す場所に集積するものとする。なお、置き方等の詳細については監督官との調整による。
- 3.6 OAフロア設置後、フロアマットの敷設を実施する。なお、使用するフロアマットは、官側が準備する。

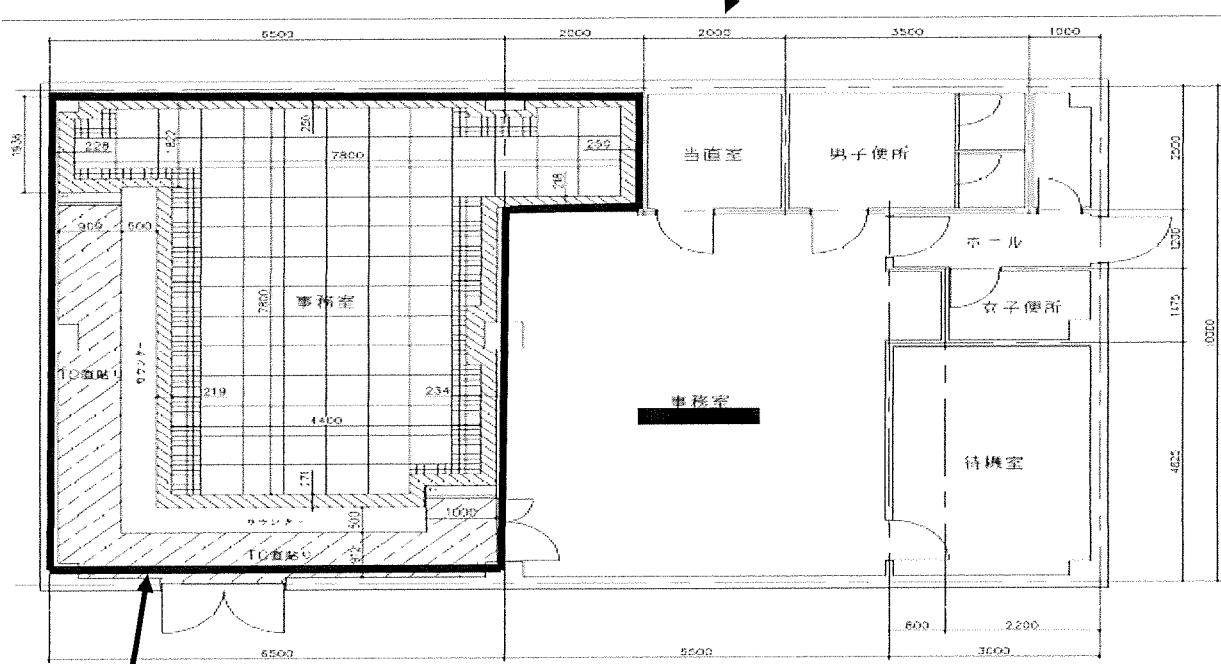
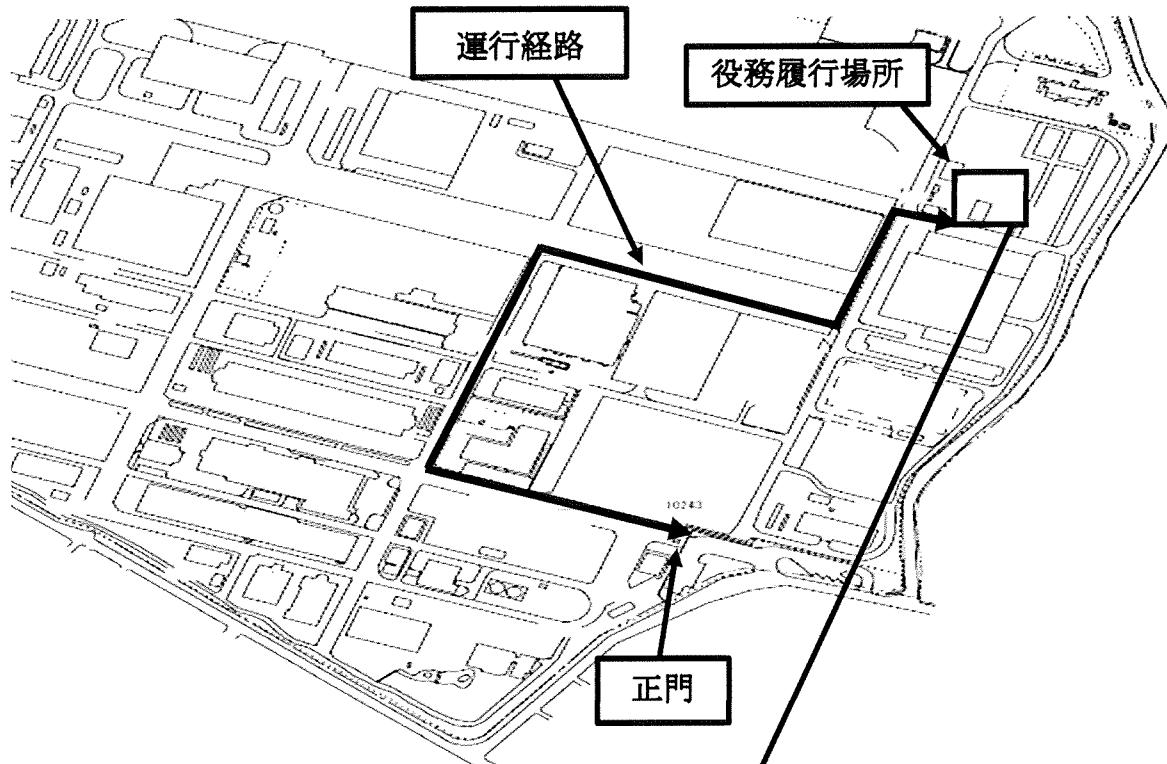
品名又は件名	OAフロア設置及び撤去
3.7	製品は、監督官が指示した箇所に張り込むものとし、固定物等の下部については、見切りの目立たないよう施工する。
3.8	施工後の細部の収まり（仕上がり）は、監督官の指示による。
3.9	作業前、作業後の什器の移動については、契約の相手方が実施する。移動する什器は、表2のとおり。なお、表に示す寸法は、1個の最大寸法を表示している。
表2－移動什器一覧、内訳	
移動什器（単位：mm）	内訳
事務用机（横：約1100×縦：約700×高さ：約700）	約14台
事務用回転椅子（横：約600×縦：約550×高さ：約900）	約14脚
書棚（大）（横：約900×縦：約500×高さ：約2200）	約10台
書棚（小）（横：約400×縦：約700×高さ：約700）	約6台
3.10	什器の移動場所については、付図4のとおりとする。なお、置き場所等の詳細については監督官との調整による。
3.11	役務は、土日を含む8時15分から17時00分を基準に行い、細部は監督官と調整する。
4 提出書類	
契約の相手方は、実施する予定の役務内容については作業計画書（様式任意）を、役務完了に伴う実施内容については作業完了報告書（様式任意）をそれぞれ作成し、官側へ提出するものとする。	
5 品質保証	
契約の相手方は、品質保証にて12か月の保証を有するものとし、通常の使用において不具合が生じた場合は、契約の相手方の責において是正するものとする。	
6 監督・検査	
監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。	
7 秘密保全	
a)	契約の相手方は、基地内における写真撮影について、役務に必要な内容、場合のみとし、監督官等の許可を得る。なお、使用するカメラ等は1台とし、監督官に通知する。また、撮影した写真、フィルム、データは、監督官立会いの下消去し、当該データを保持しない。
b)	契約の相手方は、役務に関するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用する。必要書類の提出以後、当該データを消去し、当該データを保持しない。また、役務データの削除証明書（様式任意）を官側に提出するものとする。
8 仕様書の疑義	
この仕様書に記載されていない事項で、関連法令上、当然実施しなければならない事項については、契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際及びその他、疑義が生じた場合は官側と調整の上指示を受ける。	

品名又は件名	OAフロア設置及び撤去
9 基地内共通事項	
契約の相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を厳守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下、監督官等という。）の指示に従わなければならない。	
<ul style="list-style-type: none">a) 契約の相手方は、役務の現場において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合は、官側の支援を受けることができる。細部は、官側と調整する。b) 契約の相手方は、基地及び基地の施設の立入に関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可を受ける。c) 契約の相手方は、基地内において契約履行で必要な場所以外への立入は行わないほか、監督官等の指示に従い行動する。d) 契約の相手方は、基地内において知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。	

品名又は件名

OAフロアの設置及び撤去

航空自衛隊浜松基地南地区

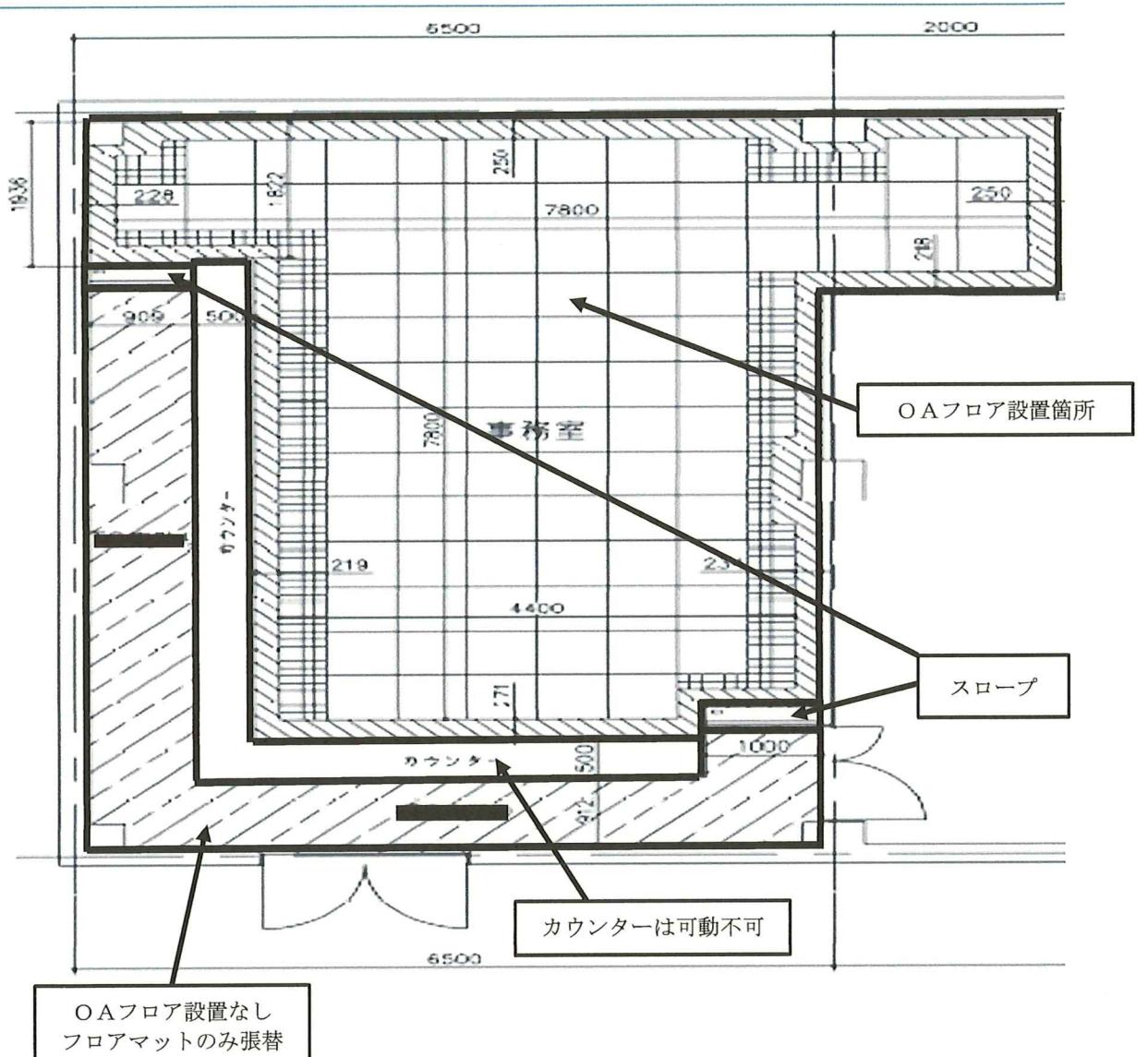


役務履行場所
(太枠内)

役務履行場所建物図

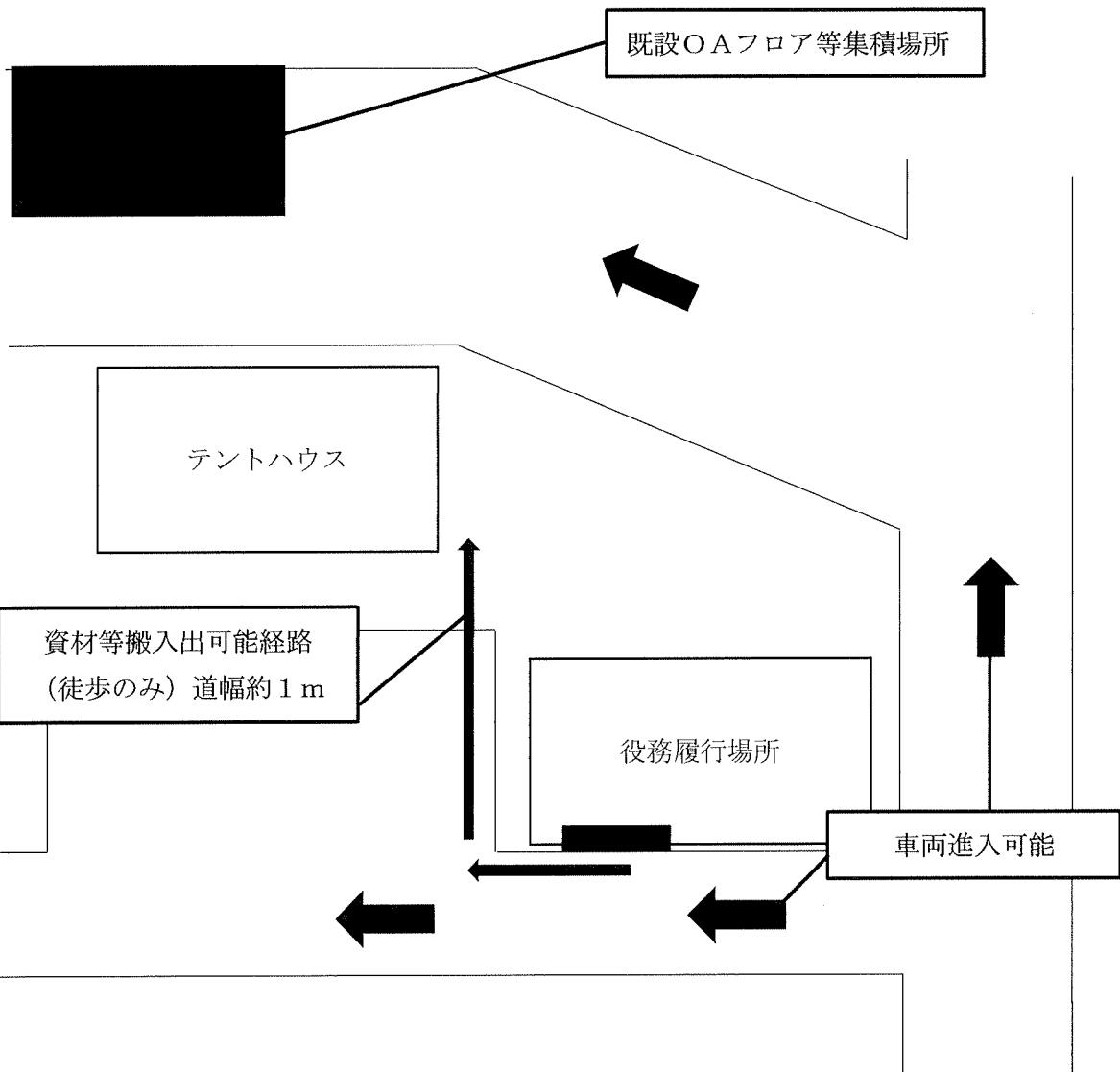
付図1－役務履行場所

役務履行場所詳細図



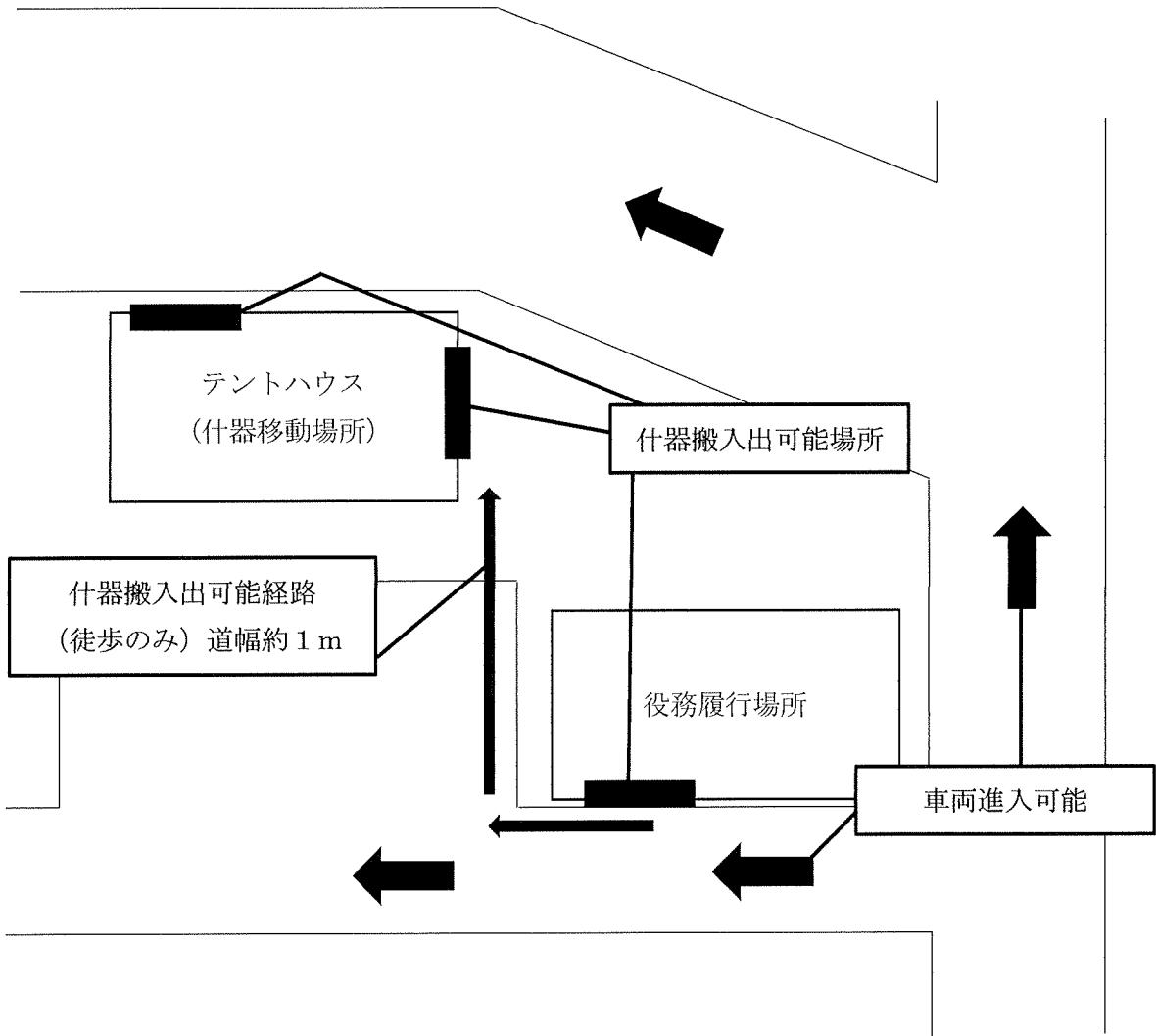
付図2－役務履行場所（詳細）

既設OA フロア等集積場所



付図3－既設OA フロア、フロアマット、諸資材集積場所（基準）

什器移動場所



付図 4－什器移動場所（基準）